

沖縄・辺野古への新たな米軍基地建設

造らせない

国が沖縄県の承認権限奪い、大浦湾へ石材投入！ (1/10)



埋め立て止めよう

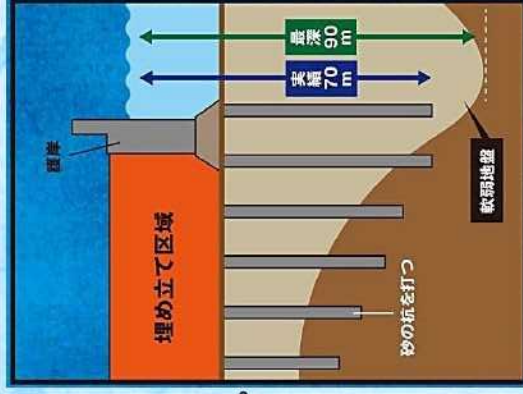
政府は大浦湾への埋め立て工事を強行しています。軟弱地盤が見つかった大浦湾での埋め立て設計（工事）変更申請に対して沖縄県知事がくじかれた不承認を取り消し、国が承認の代執行を求める訴訟でも事実審理することなく知事に承認を命令して、国の代執行で工事に着手しました。米軍基地に沖縄が犠牲を強いられてきた歴史と変わらず、沖縄の民意より新たな米軍基地建設を優先するために自治体の権限を奪って進めているのです。

沖縄県は最高裁に上告しています。沖縄県の訴えが認められれば、代執行（承認）は取り消され工事を止めることが出来ます。最高裁へ声を届けましょう。

事実審理を

←ハガキを 最高裁へ送ろう

— 3月末日までに投函してください —



埋めるな！連のリーフレットから

知事が承認しない理由は

軟弱地盤の改良は無理

地盤が「マヨネーズ並み」の硬さ。

最深 90m で大浦湾側の埋め立て区域の 6 割にも、改良工事には 70m までの工事実績しかなく、工事は当初の 10 倍で 2 兆 5500 億円（沖縄県の試算）と巨額な税金が使われることになりました。しかも生息している希少な動植物を死滅させてしまふことが危惧されています。

活断層の指摘にも政府は調べもせずしないものとしています。

沖縄の民意は新基地反対

2019年2月24日に実施された、辺野古新基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票で投票数の7割以上が反対でした。さらに、それを前後した沖縄県知事選で辺野古新基地に反対した候補者すべてが当選しています。

郵便はがき

63円切手を貼ってください

1028651

第一小法廷 御中
最高裁判所

東京都千代田区隼町4-2

知事コメント(代執行訴訟の上告について)

沖縄防衛局の埋立変更承認申請を知事は承認せよとの判決を求め、国が提起した代執行訴訟について、沖縄県は、本日(昨年12月27日※)、最高裁判所に上告いたしました。

去る10月5日、国が代執行訴訟を提起したため、その請求の趣旨に承服できず沖縄県は応訴いたしました。福岡高等裁判所那覇支部は12月20日、代執行要件を満たさないと訴えた県の主張を退け、国の請求を認める判決を言い渡しました。

同判決は、9月4日の最高裁判決で公有水面埋立法違反が確定したと、具体的審理もせずに断定し、代執行以外に取り得る方法についても、国と沖縄県との対話を通じた抜本的解決を付言しながら、要件の判断に何ら反映しておりません。

また、公益侵害の要件については、辺野古新基地建設を進めようとする国側の公益に偏って容認しており、地方分権改革の趣旨や地方自治の本来の旨、多くの沖縄県民の民意という真の公益を顧みなかったことは、司法自ら「辺野古が唯一」との固定観念に陥ったものといわざるを得ません。まさに、国側のこの固定観念こそが、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去という根本的な問題の解決を遅らせているのです。

沖縄県としては、最高裁判所に対して、原判決の問題点を明らかにし、多くの県民の願いを訴えることで、同判決の破棄を求めてまいります。で、引き続き県民、国民の皆様のご支援、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本日、国土交通大臣から、沖縄県知事に代わって、明日、埋立変更承認申請を承認するとの通知を受けたところです。

代執行は、沖縄県の自主性及び自立性を侵害し、多くの沖縄県民の民意に反するものであり、本県のみならず全ての都道府県に起こりうる、地方自治を否定する先例となりにかねないことから、決してあってはなりません。政府においては代執行を行わず、工事を中止し、問題解決に向けた沖縄県との真摯な対話に応じていただきたいと思いますと考えております。

※()内は転載時に記入

最高裁に上告した主な理由(上告受理申立理由書から)

- ◎設計変更申請を知事が承認しないことが公有水面埋立法の規定に具体的に違反しているかどうかを高裁が審理、判断していない。
- ◎「代執行以外の方法がない」(高裁判決)として、県が国に求める対話を排斥する解釈ができない。
- ◎高裁が国側の公益だけを判断し、対立利益である県側の側面をみておらず、公益侵害要件をみだしていない。

<呼びかけ> 「止めよう! 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

<http://humanchain.tobihiro.jp/>

<連絡先> 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック TEL:090-3910-4140

沖縄意見広告運動 TEL:03-6382-6537

ピースポート TEL:03-3363-7561



辺野古代執行訴訟で公正・中立な立憲で実質的

最高裁判所 第一小法廷 徳中

(関係事項)
*公有水面埋立法にもとより、縣庁が審理・判断を決定します。
*県民投票は、公選でなく、公選と見なされてはなりません。
*憲法に保障された地方自治を尊重して代執行中止の判断を求めます。

2024年 月 日

名前:

住所:

印